

精華町環境ビジョン
～“環境^{こうと}交都”をめざして～

(改訂案)

令和2年10月

精華町

第1章 精華町環境基本計画とは

1-1 計画策定の趣旨

精華町は、木津川やため池・田畑など、水と緑豊かな水辺空間をはじめ、緩やかな丘陵地の樹林などの自然環境で形成されています。

わたしたちは、「京都議定書誕生の地・京都府」において、これら水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。また、関西文化学術研究都市としての新しい町並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

また、精華町では、平成23（2011）年2月に「精華町環境基本計画」を策定し、環境日記に代表される環境教育の取組や、精華町環境プラットホームや年次報告書などによるパートナーシップの取組、新クリーンセンターの稼働などに伴う取組など進めてまいりました。

しかしながら、人口減少社会やライフスタイルの変化等を背景に、里山の荒廃や遊休農地の増加、食品ロスの問題、気候変動影響の顕在化による災害等の多発、海洋プラスチック問題など、身近な問題から地球規模の問題まで、環境に関する課題はますます深刻な状況となっています。

これらの課題を受け、国内外では、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）やパリ協定が採択され、国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育について法整備が進んでいます。

さらに、環境・経済・社会の統合的向上や地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組が提唱され、環境政策を進めるには、多分野と連携しながら、長期的な視点に立った総合的な施策展開が求められています。

現行計画が目標年次を迎えることから、引き続き、精華町の環境に関する状況や住民・事業者等の環境に対する意見などを把握したうえで、精華町の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、多様な主体による取組の推進と次世代への精華町の環境の継承を推進することを目的に、「第2次精華町環境基本計画」を策定します。

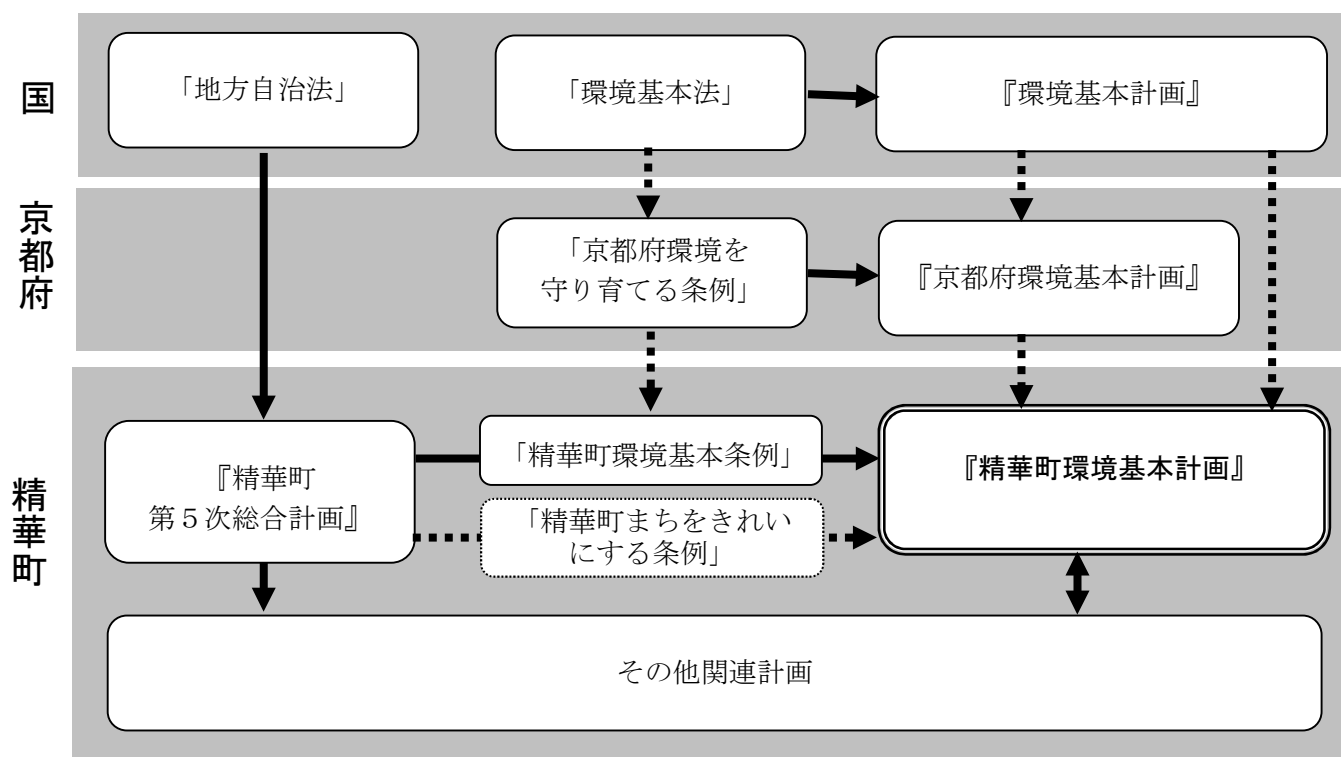
※1 ライフスタイル

生活の様式、人生観、価値観。

1-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、精華町特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

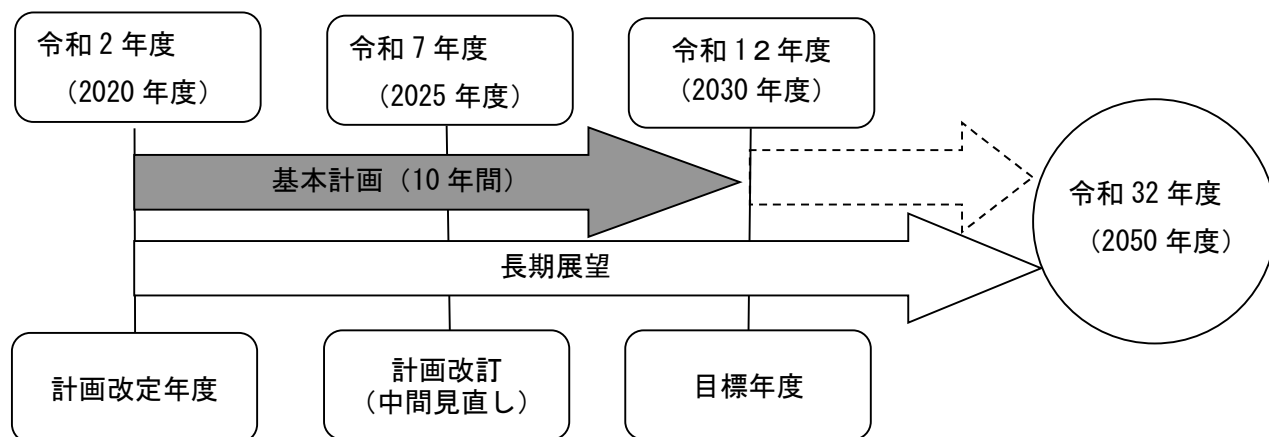
この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「精華町第5次総合計画（平成25（2013）年3月策定）」と「精華町環境基本条例（平成23（2011）年3月31日条例第11号）」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図っています。



1－3 計画の期間

本計画も令和 32 年度（2050 年度）を見据えながら、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とした計画策定を行います。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、更新しています。



1-4 計画の対象範囲

● 対象地域

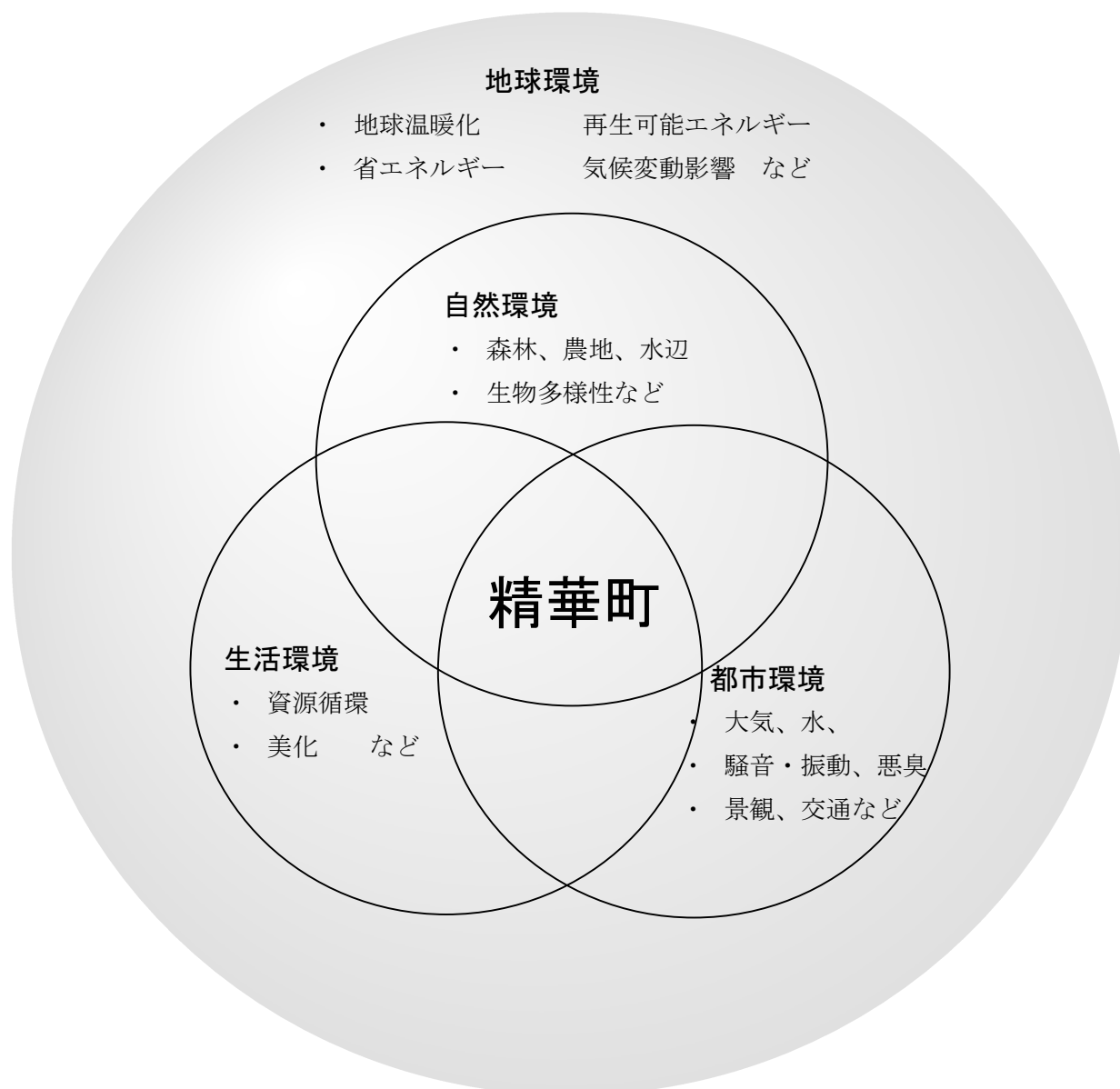
精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

● 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性 など
生活環境	資源循環（ごみの減量化・再資源化、廃棄物処理）、美化 など
都市環境	大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通など
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響 など



1-5 取り組みの主体と役割

本計画の取り組みの主体は、住民、事業者、住民団体等及び行政とします。

● 住民

住民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、計画の推進に参画し協力する役割を果たします。

ここでいう住民とは、精華町に在住、在勤、在学のすべての人をいいます。

● 事業者

環境への負荷軽減を自主的かつ積極的に進め、環境保全活動や環境保全に関する事業活動を推進することなどにより、計画の推進に協力する役割を果たします。

ここでいう事業者とは、精華町で事業活動を行うすべての事業者をいいます。

● 住民団体等

住民、事業者、行政とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、計画の推進に努め、協力する役割を果たします。

ここでいう住民団体等とは、住民などが行う自発的で法人格の有無に関わらず非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。

● 行政

すべての施策事業を推進するに当たって、環境への影響に配慮し、計画の実現に取り組む役割を果たします。

ここでいう行政とは、精華町の行政に関わる組織、職員及び必要に応じて関連する自治体などとの情報提供や役割分担などの連携をいいます。

1-6 10年間の取組および総括

(1) この10年間の取り組み

精華町においても、精華町環境基本計画に基づいて環境教育、パートナーシップ、循環などについての取組が進みました。

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 22 年 (2010 年)	「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」(名古屋)開催	「生物多様性保全活動促進法」(国) 「新京都府環境基本計画」策定(府) 「京都府地球温暖化対策条例」改正(府) 「地球温暖化対策プラン」改定(府) - けいはんなエコシテイ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト(府ほか)	「精華町環境基本計画等検討委員会」設置 「精華町環境基本計画」策定 「精華環境プラットホーム」開始 「精華町環境基本条例」制定
平成 23 年 (2011 年)	東日本大震災(3.11)発生	「再生可能エネルギー特別措置法」施行(国) 「京都府地球温暖化対策推進計画」改定(府)	「精華町まちをきれいにする条例」制定 「精華町環境推進委員会」設置 「第 1 回精華町環境シンポジウム」開催 「打ち水イベント」開始
平成 24 年 (2012 年)		「第 4 次環境基本計画」策定(国) - 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定(国) 「再生可能エネルギー特別措置法(FIT 法)」制定(国) 「小型家電リサイクル法」制定(国) 「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」制定(国) 「京都府庁の省エネ・創エネ実行プラン」策(府)	「環境報告書～精華町の環境」開始 「役場職員を対象とした環境研修会」開催 「精華町電気自動車導入補助金交付」開始 「精華町資源有効利用設備設置費補助金交付」開始
平成 25 年 (2013 年)		「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」策定(国) 「水銀に関する水俣条約」採択(国) 「京都エコ・エネルギー戦略」策定(府)	「精華町第 5 次総合計画」策定 「環境日記」開始 「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」実施 「精華町子ども祭り」にて「竹」体験コーナーへ参加 「精華町地下水保全要綱」制定
平成 26 年 (2014 年)	RE100 発足	「エネルギー基本計画」策定(国) 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正(国)	「精華町ごみ減量化等検討委員会」設置 「使用済み小型家電のイベント回収」実施 「その他のリサイクルできる紙」を古紙回収補助対象に追加

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 27 年 (2015 年)	・パリ協定採択 (COP21) ・2030 アジェンダ (SDGs) 採択	・「気候変動の影響への適応計画」策定 (国) ・「建築物省エネ法」制定 (国) ・「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」制定 (府) ・「府燃料電池自動車 (F C V) 普及・水素インフラ整備ビジョン」策定 (府) ・「京都府レッドデータブック」全面改 (府)	・「精華町地球温暖化対策地域協議会」設置 ・「精華町マイボトル普及キャンペーン」実施
平成 28 年 (2016 年)	・パリ協定発効 ・世界経済フォーラム (ダボス会議) にて海洋ごみに関する報告書を発表 ・電力の小売全面自由化	・「地球温暖化対策計画」策定 (国) ・「SDGs 推進対策本部」立ち上げ (国) ・「京都府産業廃棄物の 3 R 戦略プラン」(府) ・「京都丹波高原国定公園」新規指定 (府) ・「京都府森林環境税」創設 (府)	・「精華町環境基本計画」中間見直し ・「精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入補助交付」開始 ・「環境日記精華町版」作成開始 ・役場入り口に「環境プラットホーム」情報棚を設置 ・「精華町ごみ処理基本計画」見直し
平成 29 年 (2017 年)		・「文化芸術振興基本法」改正 (国) ・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」改正 (国)	・燃やすごみ組成調査実施 ・水銀使用廃製品の窓口回収実施
平成 30 年 (2018 年)	・IPP 総会にて「1.5℃ 特別報告書」公表 ・SDG s モデル都市初回選定	・「第 5 次環境基本計画」策定 (国) ・「第 5 次エネルギー基本計画」策定 (国) ・「気候変動適応法」制定 (国) ・「気候変動適応計画」策定 (国) ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 (国) ・「京都府生物多様性地域戦略」(府) ・「京都府生物多様性未来継承プラン」(府)	・新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」稼働 ・フードドライブ実施
令和元年 (2019 年)	・G20 大阪サミット ・新型コロナウイルス感染拡大	・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 (国) ・「文化財保護法」改正 (国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (森林環境税法)」制定 (国) ・「森林環境譲与税」施行	・食品ロス削減キャンペーン実施
< 予定 >	・2021 年東京オリンピック・パラリンピック大会 ・2025 年大阪・関西万博	・新学習指導要領スタート (小学校 2020 年度～、中学校：2021 年度～、高等学校：2022 年度～) ・「森林環境税」施行 (2024 年度～)	・第 2 次精華町環境基本計画策定 (2020 年度)



精華環境プラットホーム・意見交換



精華環境プラットホーム・現場に出て確認



打ち水大作戦



環境シンポジウム



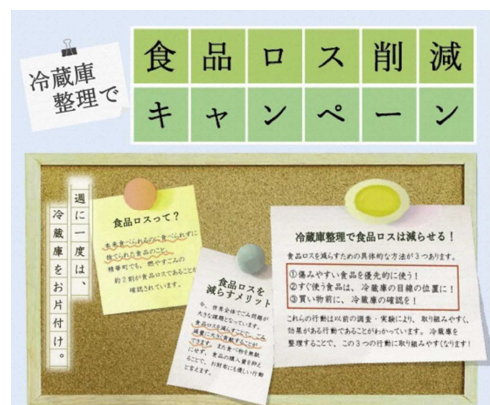
環境日記と表彰式



精華まなび体験教室(環境講座)



新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」



食品ロス削減キャンペーン

総括

目標像別に到達点および課題を示します。

目標像1 「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都～

- ・精華町クリーンパートナー参加団体数・参加者数ともに増加し、また、地域の団体や子どもを対象とした取組などが進み、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。引き続き、次世代が明るい社会を創造できる取り組みが必要です。
- ・一方、環境活動（環境プラットホーム）に関する固定化や高齢化は課題であり、新たな世代や層の活動創出や関われるきっかけづくりが求められています。
- ・コロナウィルス感染拡大を契機とした新しい生活様式や事業スタイル、また、気候変動影響等については弱い部分から影響が出てくるという背景も踏まえ、また地域コミュニティのつながりに着目した取り組みなど、これまでの延長線ではない視点を組み込むチャンスの時期でもあります。
- ・また、企業が立地している特徴を活かしきれておらず、事業者との協働・連携が課題となっています。SDGs、パリ協定等の環境に関する取り組みが経済界でも進展していることから、世界共通の目標に向けた取り組みが求められています。

目標像2 「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都～

- ・遊休荒廃農地の減少や農地の利用集積が増加し、里地の取組が進んでいます。環境美化活動や意識も順調に住民・事業者・子どもたちに浸透しつつあることなど、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。
- ・一方で、活動団体の高齢化が進む中、企業や大学・研究機関等との協働・連携など多様な主体の参画が求められています。
- ・里地（農地等）部分については一定の取組が進んでいますが、里山（森林等）については、森林環境譲与税の動きも踏まえ、取り組みを位置づけていく必要があります。

目標像3 「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都～

- ・この間、新クリーンセンターの稼働に伴う分別ルールの変更などの影響により1人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率も減少傾向となっています。
- ・温室効果ガスの削減に向けた取組も身近なことからできることについては一定取組が進んではいるものの、今後は事業者や庁内関係各課との連携による更なる推進が必要です。
- ・この間取組が進んだ、食品ロスや子ども食堂、健康関連事業との連携の促進が求められます。
- ・一方、気候変動の影響は顕在化しており、暑熱対策や豪雨等の災害対策、農作物への影響等、適応策を検討していく必要があります。

目標像4 環境で「生業（なりわい）」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都～

- ・研究開発型誘致産業施設数・地元雇用者数ともに大きく増加しています。一方、環境分野においては住民・住民団体と企業との連携・協力については、進んでいない状況です。
- ・地域の農産物を活用した特産品開発や剪定枝の堆肥化など、多様な実施主体との連携による地域の資源を活用した取組は継続して実施されています。
- ・事業者の取り組みを後押しする、また連携方策について次の一步が踏み出せる施策や取り組みが必要です。

第2章 精華町がめざす環境の姿

2-1 環境像

これからの精華町では、少子高齢化を踏まえた、生活に必要な諸機能が近接した、地域経済が循環する持続可能なまちづくりが必要となっています。

環境像は、精華町の自然の豊かさや、関西文化学術研究都市が立地する都市基盤、昔から培われた、すべての住民の知恵や関西文化学術研究都市の先端科学技術などの全体が相乗効果のもとで最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

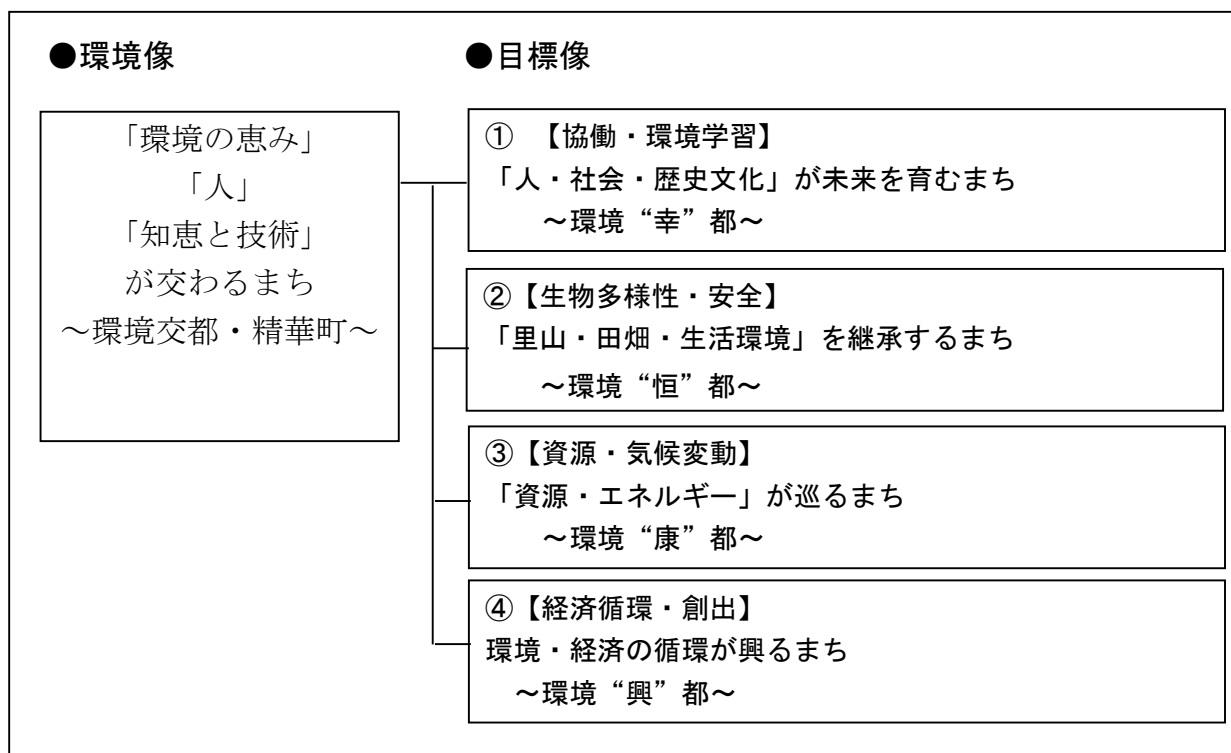
これらの考えを、「環境の恵み」、「人」、「知恵と技術」が入り混じり相乗効果によって最適なバランスが保たれるまちが精華町であるとし、「環境交都・精華町」を精華町の環境像として表します。

「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち

～環境^{こうと}交都・精華町～

2-2 「環境像」を実現するための4つの「目標像」

また、環境像は次の4つの側面を「目標像」としてめざします。



4つの側面は相互に関連するものです。これらの相乗効果のもとで精華町全体の環境の価値を高め、それによってまちに新たな活力が生まれるなど、全体が最適なバランスを保つことができるまちづくりをめざします。

また、一部、環境像へ定量目標を定めます。

① 【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

自然の恵み、人が育み継承していた社会・歴史文化に感謝し、地域に関わるすべての人が地域の環境を守り、未来を大きく育むまちをめざします。環境“幸”都の「幸」は、「さち・しあわせ・さいわい・繁栄」などを表します。

定量目標

- 環境学習に関する資する町主催の取組件数(件/年)
- ・ 前年度以上

② 【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～

地域に関わるすべての人が里地里山を守り、伝え、継承するとともに、人々が営み暮らしの環境を継承するまちをめざします。環境“恒”都の「恒」は、「永遠であること・いつも変わらないこと」などを表します。

定量目標

- 学校給食への食材提供量(kg/人) または 種類
- ・ 前年度以上
- 子どもたちが里山や田畑に触れた回数(件/年)
- ・ 前年度以上 または 10年後に全生徒が触れることを目標に実施など

③ 【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち～環境“康”都～

国、京都府とともに、2050年までに「温室高効果ガス排出量実質ゼロ」にすることを目指します。地域に関わるすべての人が資源とエネルギーを大切にし、資源とエネルギーを有効に利用するとともに、すでに起こっている、また起こりうる気候変動に備えるまちをめざします。環境“康”都の「康」は、「健やか」などを表します。

定量目標

- 町民1人が1日に出すごみの量(※一般廃棄物処理基本計画と連動)
- ・ 平成27年度と比べて平成38年度に1人1日あたり、ごみ総排出量で約2.6%削減(20グラムの減量)
- 再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響に関する情報発信回数(件/年)
- ・ 前年度以上

④ 【経済循環・創出】環境・経済の循環が興るまち～環境“興”都～

地域資源の活用や地域のつながりにより、地域経済が循環するとともに、地域資源を活用した生業を起こし、また、地域全体で精華町の魅力を発信していくまちをめざします。環境“興”都の「興」は、「心に感じる楽しさ・おもしろみ」などを表します。

定量目標

- HPや広報等における企業の環境に関する取組情報の発信回数(件/年)
- ・ 前年度以上

第3章 目標達成のために取り組むこと

3-1 体系別取り組み

精華町の望ましい環境像の実現に向け、目標像と取り組み内容を次のように整理し、計画を推進します。

環境像	目標像	取り組み内容
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち 環境交都・精華町	【協働・環境教育】 「人・社会・歴史文化」 が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1) パートナシップ※3による取り組みの推進 ①多様な主体が連携可能なしくみづくり ②環境情報の収集・提供 ③各種主体の発掘および取り組み支援
		(2) 環境学習の推進 ①環境学習機会の拡大と充実 ②実践活動に対する支援 ③歴史文化・地域コミュニティとの連携促進
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」 を継承するまち～環境 “恒”都～	(1) 里地里山の保全と継承 ①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ②多様な主体による里地里山管理の推進
		(2) 安全・安心な環境の確保 ①環境監視・観測体制の充実 ②公害対策の推進
		(3) 環境美化活動の推進 ①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ②住民意識の啓発活動の推進
		(4) 美しい景観の充実 ①あき地、休耕地等の適正管理 ②緑化の推進
	【資源・気候変動】 「資源・エネルギー」が 巡るまち ～環境“康”都～	(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応 ①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの普及 ③環境に配慮したライフスタイル※1と事業活動の啓発 ④気候変動への適応
		(2) 循環型社会の構築 ①ごみを出さないライフスタイル※1の啓発 ②再生利用・リサイクル・適正処理の推進 ③新たな課題（食品ロス・マイクロプラスチック）への対応
		(3) 環境に配慮した交通手段の充実 ①公共交通の利用促進 ②環境負荷の少ない交通の充実
	【経済循環・創出】 環境・経済の循環が興る まち ～環境“興”都～	(1) 関係機関との連携および事業者の取り組み促進 ①環境関連産業との連携・育成の促進 ②地域資源を活用した新ビジネス創出の促進 ③地域事業者の取り組みの情報収集・発信

3-1-1 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

(1) パートナースhip※3による取り組みの推進

① 多様な主体が連携可能なしくみづくり

計画の策定過程、及び施策や事業の計画段階から事業実施段階に至るまで、多様な主体による参加・参画を推進します。また、IT技術等も積極的に活用しながら、新しい主体の発掘に努めます。

精華町の町域の範囲にとどまらず、境界を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の地方公共団体とも協力し、必要に応じて周辺地域を含めた取り組みにつなげていきます。

② 環境情報の収集・提供

精華町での自主的・自発的な活動や取り組みを拡充するため、情報提供などを通じて、ネットワークづくりや環境に関するボランティア活動に対する支援を進めます。

③ 各種主体の発掘および取り組み支援

地域において、多様な主体が、自主的に環境課題に取り組む活動を支援、促進することに努めます。また、自治会等の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な住民団体等の団体が連携した活動を推進します。

あわせて、持続的な環境づくりのため、地域内連携促進のため、新たな人材・活動の発掘に努めます。

(2) 環境学習の推進

① 環境学習機会の拡大と充実

環境学習は、持続可能な社会を築くための基礎となるものです。多くの主体が環境の現状や問題点などを正しく認識し、日常生活や事業活動などのあらゆる場で、自ら環境に配慮した行動へとつなげるために、自律的な学習活動を進めます。

また、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行い、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人、精華町の外からの来訪者や子育て世代の親子など、幅広い住民・事業者等への環境学習を広げる取り組みを拡げます。

② 実践活動に対する支援

環境学習は長期的に継続して行うことが重要であるため、地域・家庭・企業・団体など身近な場で、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。

自主的・自発的な活動や取り組みを支援するため、活動への協力、情報の提供などを行います。

※3 パートナースhip

関係者または関係機関が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み

※4 エコビジネス

環境の改善に貢献する商品や技術・サービスを提供する企業活動

③ 歴史文化・地域コミュニティとの連携促進

これから経験したことのない気候変動への備えや地域環境づくりにとって、地域の歴史や文化、ご近所のコミュニティ・つながりが重要な基盤となります。

そのため、新たな活動支援だけでなく、地域の昔ながらの知恵やつながりを育む取り組みを推進します。

3-1-2 「里山・田畑・生活環境」を守り、継承するまち ～環境“恒”都～

(1) 里地里山の保全と継承

① 生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進

里地里山において、生態系や特定外来生物の問題に配慮した生物多様性の保全に努めるとともに、自然学習講座などを通じて、自然環境保全の意識向上を進めます。

また、自然とふれあう生物の生息環境として、身近な植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場の確保に努めます。

② 多様な主体による里地里山管理の推進

精華町に残された緑や、河川・ため池などの貴重な生物の生息空間を保全し、高まりつつある地域住民の自然に関わる取り組みを引き続き支援するため、新規就農者、企業、大学等多様な主体による里地里山の管理を推進することにより、公有地・民有地の自然の保全に努めます。

森林環境譲与税を活用した森林整備・木材活用を推進します。

(2) 安全・安心な環境の確保

① 環境監視・観測体制の充実

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく規制基準を遵守するよう指導を行うとともに、適時、事業者への立入検査、指導などを実施し、関係する法律に照らし野焼きなどについて適正な啓発をします。

また、公害の状況を把握し、公害防止のための規制措置を講じるため、大気汚染、水質汚濁などの監視を行っています。各種公害対策や新たな環境汚染問題と連動した環境への影響監視・汚染状況の測定などを充実します。

② 公害対策の推進

有害化学物質対策については、監視体制の充実に努めるとともに、規制基準の遵守並びに指導など発生源対策に努めます。

また、人の活動に伴って排出される有害物質による土壌汚染についても、人の健康や生活環境への影響を把握するため、原因追求の調査を行います。

(3) 環境美化活動の推進

① 不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進

「精華町まちをきれいにする条例」に基づき、住民一人ひとりの不法投棄などへの環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの持ち帰りや適切な飼育方法などの啓発を行います。

② 住民意識の啓発活動の推進

快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、住民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、住民・事業者などへの啓発活動を推進します。

(4) 美しい景観の充実

① あき地、休耕地等の適正管理

精華町の住宅地内のあき地、休耕地等の適正管理を促すとともに、空屋等危険家屋の管理について関係部局が連携を図って適切な措置を行います。

また、歴史的遺産や歴史的景観などを保全するため、特に史跡や建築物などの歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえた地区のあき地、休耕地等の適正管理に努めます。

歴史的景観などについては、周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりへの活用に努めます。

② 緑化の推進

公共の広場や壁面の緑化、プランター緑化並びに街路樹等の保全整備など施設規模に応じた緑化及び維持管理に努めます。

また、地域コミュニティ拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着のもてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりを行います。

3-1-3 「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～

(1) 温室効果ガスの削減

① 省エネルギーの推進

一般家庭及び企業などからの、主な温室効果ガス排出の原因である冷房・暖房対策や、給湯対策などに努めます。

また、建築物の建設や改修時における省エネ化や、省エネ対策に関連する情報提供を図ります。

② 再生可能エネルギーの普及

温室効果ガスを排出する化石燃料などからの脱却を図るため、クリーンかつ持続可能なエネルギーとして、太陽光・熱、風力、水力、地熱、バイオマス^{※5}などの中から、地域の特性にあった再生可能エネルギーなどの普及が期待されています。役場庁舎や公共施設などで率先的に再生可能エネルギーなどの導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギーなどへの理解と活用にも努めます。

また、2050年脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来のエネルギー調達を促進します。

③ 環境に配慮したライフスタイル^{※1}と事業活動の啓発

温室効果ガス削減や環境に関する取り組みは、その効果がすぐには目に見えにくいもので、できるだけ住民・事業者などの日常の中に取り組みを根付かせていく必要があります。

精華町の所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなど、さまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図るとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取り上げ、啓発に努めます。

また、遠距離での食料輸送には大量の燃料・エネルギーが必要となります。そういった食料の輸送距離の観点から考えると、できる範囲から地産地消を進めていくことで、不必要なエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減を図ることができます。同時に、消費者にとっても生産者あ顔が見える距離で食料を手に入れることができ、食の安全・安心につながります。精華町内の諸団体と連携しながら、地産地消を推進します。

④ 気候変動への適応

どんなに温室効果ガス削減の取組を行ったとしても、将来、気温が上昇すると科学的に予測されています。また、近年、その影響は顕在化しつつあり、気候変動へ備える必要があります。

地域のどの分野（農林業、水質環境、健康、気象災害等）にどんな影響が起こる可能性があるかの、情報収集するとともに、ソフト・ハードともに適応策を推進します。

※5 バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

(2) 循環型社会の構築

① ごみを出さないライフスタイル^{※1}の啓発

ごみの発生抑制には、住民一人ひとりが自分のライフスタイルを見直すことも重要ですが、容器包装の削減や環境に配慮した販売システムの導入など、事業活動における環境配慮の促進が不可欠なため、住民・事業者・行政がお互いの立場を尊重しながら取り組みを進めます。

特に、住民にはリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進^{※6}やマイバッグ運動の推進、事業者にはレジ袋の削減を進めます。

② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進

分別収集や集団回収への住民の協力や、地域の自主的なリサイクル活動を一層推進するため、ごみ分別や出し方の周知徹底や、地域特性に応じた情報提供の仕組みづくりを進めます。

また、集団回収・拠点回収など、ごみとなる前のリサイクル活動を活性化するとともに、地域特性に応じた自主的なリサイクル活動の展開を支援します。

③ 新たな課題（食品ロス・マイクロプラスチック）への対応

近年、顕在化している「食品ロス」の課題や「マイクロプラスチック」への課題へ、町、町民、事業者連携のものと、取り組みを推進します。

また、身近に出来る取組の推進（3010運動など）や地域の発生状況やその影響を町民等へ普及啓発を行うとともに、地域・事業者の取組の支援を行います。

※6 リデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進

- ・3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表す。
- ・Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること
- ・Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること
- ・Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにはまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること
- ・3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）をつくろうとするもの

(3) 環境に配慮した交通手段の充実

① 公共交通の利用促進

運輸部門における温室効果ガス排出量は、個人生活の中でも自動車の排出割合が4分の1と言われているほか、事業者の自動車利用による温室効果ガスの排出量も多く、対策に向けた主な取り組みとして、自動車利用の抑制及び、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

今後は、自動車に頼らないライフスタイル^{※1}への転換をめざし、公共交通機関の利用を促進します。

② 環境負荷の少ない交通の充実

精華町は地形に起伏が大きく、丘の上の居住地から町の中心部までの高低差が、高齢者などの外出・移動の妨げとなっています。

今後は、電動自転車や小型電動自動車など、よりCO₂排出量が少なく、高齢化社会にふさわしい快適で利便性の高い交通・移動手段の充実をめざして、より環境負荷の少ない交通手段・交通行動への転換に向けた意識醸成と行動喚起を行います。

3-1-4 【経済循環・創出】環境・経済の循環が興るまち～環境“興”都～

① 環境関連産業との連携・育成の促進

精華町の関西文化学術研究都市を生かし、環境関連産業^{※7}の誘致・振興による地域の活性化を進めます。また、精華町内及び周辺に立地する資源を上手に循環させ、活用している産業との連携の可能性を検討するとともに、これらの産業の育成を図ります。

また、けいはんなエコシティ推進プランを京都府と共に推進します。

② 地域資源を活用した新ビジネス創出の促進

精華町の豊かな里地里山に囲まれた地域資源やベンチャービレッジなどのビジネス環境を生かし、地域資源を活用した新ビジネス創出の促進を行うとともに、その情報を積極的に発信を行います。

③ 地域事業者の取組の情報収集・発信

地域事業者独自の環境に関する取り組みを定期的に収集するとともに、町内へ情報発信を行います。また、地域事業者と関係性を育み、地域での活動の連携を促進します。

※7 環境関連産業

環境関連産業とは特定の産業分野や業種を示すものではなく、あらゆる産業や多様な生活場面に関わる包括的なものであり、「環境白書」においては「環境誘发型ビジネス」という概念が提示されている。地域の産業振興という視点にとどまらない、社会システムや価値観・ライフスタイルまでも含めた大きな枠組みの転換を促す取り組みとして捉えることがより適切と考えられる。

参考：SDG s 各ゴールとの関連

本町の環境像、環境目標と SDG s との関連を以下に示します。

環境像	目標像	取り組み内容	関連する SDG s
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち 環境交都・精華町	【協働・環境教育】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1) パートナリーシップ※3による取り組みの推進	1 貧困をなくそう 5 ジェンダー平等を実現しよう 4 質の高い教育をみんなに
		(2) 環境学習の推進	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	(1) 里地里山の保全と継承	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に
		(2) 安全・安心な環境の確保	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 14 海の豊かさを守ろう
		(3) 環境美化活動の推進	15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
		(4) 美しい景観の充実	
	【資源・気候変動】 「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応	1 貧困をなくそう 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを
		(2) 循環型社会の構築	12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう
		(3) 環境に配慮した交通手段の充実	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	【経済循環・創出】 環境・経済の循環が興るまち ～環境“興”都～	(1) 関係機関との連携および事業者の取り組み促進	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう
			12 つくる責任 つかう責任

3-2 リーディングプロジェクト

精華町の環境像・目標像の実現に向けて大きな効果が期待される、総合的かつ横断的な推進が必要な当面重点的に取り組む具体的行動をリーディングプロジェクト※10として位置づけ、環境基本計画全体を実現に向けてリードする誘導的なプロジェクトとします。

本計画では、次の7つをリーディングプロジェクト※10として掲げることとします。

■目標像とリーディングプロジェクト※10の関係

	目標像			
	「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～	「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	環境・経済の循環が興るまち ～環境“興”都～
次世代を育むプロジェクト	★	○	○	★
精華3C（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト	○	○	★	○
「今日あなたは（環境に良いことについて）何をしましたか」プロジェクト	★	○	○	★
精華里地里山×子ども・町民・企業プロジェクト	○	★	○	○
環境への一歩とつながりを育むプロジェクト	★	○	○	○

★：特に深いかわり

3-2-1 次世代を育むプロジェクト

目的	これまでの環境教育の取り組みを活かし、伸ばす取り組みを実施する。 また、企業と環境教育とのつながり創出、地域内の企業同士が知り合ったり、企業と地域や地域団体が出会い、新たな活動の創出を生み出す場づくりを行う。
主な対象	子ども、事業者
取り組みイメージ	○環境日記に関する取り組みの充実（企業との連携など） 例：夏休みチャレンジ（川崎市では、親子を対象に環境関連施設や企業の工場見学を通して身近な生活のエコから地球環境・SDGs までを考えるワークショップから成り立つ3日間のプログラム） ○環境をテーマとした企業同士がつながりあう場の創出 ステップ1：企業の環境情報収集・発信、セミナーの開催 ステップ2：企業同士が知り合う場の創出（環境プラットフォーム事業所版） ステップ3：環境プラットフォーム等の融合 など

3-2-2 精華3C（チャレンジ・クリーン・クロス）プロジェクト

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り、未来を大きく育むまちを実現するために、まちを美しくする活動を進める。 また、環境に触れるきっかけとして、テーマを決めて取り組むものとする。
主な対象	事業者、団体
取り組みイメージ	○環境美化活動の推進 ○ごみの排出抑制、ごみの発生抑制、ごみの分別と再資源化の徹底 ○不法投棄及びポイ捨て、ペットのふん対策の強化 ○食品ロスやプラスチック削減など新たなテーマへの取組を推進

3-2-3 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト

目的	地域のすべての人が、環境に関わる活動の中で充実した体験・経験を得て、自主的な環境活動を進める。 地域の事業者の方をはじめとして、地域の方が、どのような活動をしているのか、見える化する。
主な対象	町民、事業者、町
取り組みイメージ	○精華町として「環境の日」を設定し全町で実践 ・「環境の日」を制定し、「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」と呼びかける(啓発する)。 ○企業の取り組み収集および発信 ・地域の企業における環境に関する取り組み内容を町のHPや環境報告書で発信 ○実施したこと～目標宣言型への移行 ステップ1：町民、企業とも実施したことを収集・発信する (1日、1週間、1カ月、1年などの視点で収集) ステップ2：ステップ1が定着してきた段階で、「今年の目標」を宣言してもらう目標型へ移行させる ○環境教育や学習の機会の拡充

3-2-4 精華里地里山×子どもプロジェクト

目的	地域の里地里山の保全・活用に関する取り組みの推進およびそれらの魅力・文化を町民へ伝えていくための活動を進める。
主な対象	団体、町、事業者
取り組みイメージ	○地域活動と子どもたちが出会う場の創出 ステップ1 ・地域団体による里地・里山に関する取り組みの収集・発信 ・地域団体・活動団体と連携した子どもが参加できる活動の企画・発信 ステップ2 ・里地里山に触れることが出来るイベント等の年間カレンダー作成など定着を促進 ○森林環境譲与税活用に関する取り組みの発信

3-2-5 環境への一歩とつながりを育むプロジェクト

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り育てるまちづくりを実現するために、多様な主体が連携可能な仕組みづくりを行う。
主な団体	団体、町民
取り組みイメージ	○多分野連携等を創出する環境プラットホームへの再構築 ・環境プラットホームを地域の環境・子どもを育むプラットホーム（仮）とするなど、幅広く参加しやすいプラットホームへ展開 ・環境という切り口に限らず、多分野の団体が参画しやすいきっかけづくりを行う ・多様な団体の交流の場とするとともに、1年に1回、環境像に沿ったテーマを決めて、活動を行う（例：フードドライブ、脱プラスチック、脱炭素など）。 STEP1 ・多分野連携促進のための勉強会（精華町内の他分野で活動されている方（団体）を講師として）を開催する。 STEP2 ・活動を促す、参画を促すきっかけの取組を実施する。 （例：テーマに沿った「〇〇コンテスト」を行い、担い手発掘や町民への普及啓発を行う（食品ロス削減アレンジレシピコンテスト、一番古い冷蔵庫を探せコンテスト、里地里山フォトコンテストなど）。商品等は企業と連携を図る） ・環境プラットホーム主催による取り組み・活動を実施する。 2015年に飯田市ではじまり、各地域に展開している。 頑張ってくれた古い冷蔵庫に感謝しつつ、身近な冷蔵庫を見直すことで環境やエネルギーについて考えてもらう普及啓発事業として実施されている。

第4章 計画の推進方策

4-1 推進方策

本計画に基づくさまざまな施策、プロジェクトを確実に実行し、めざす環境像を実現していくためには、総合的に推進する体制が不可欠です。

また、計画の進捗状況を確認しながら、適切に対応していく必要があります。その際、進行管理を行う中で課題となった事項について、関係する施策やプロジェクトとの調整を行い、対応できる仕組みが必要となります。

このため、本計画の策定は住民、事業者、住民団体等、及び行政による協働で実施しました。

今後も精華町の環境施策を推進するためには、行政だけでなく、多様な主体のパートナーシップ^{※3}によって相乗効果をもたらすような体制が必要です。

● 推進体制のしくみ

本計画に基づく各種環境施策の推進及び進捗状況などを点検するため、精華町環境推進委員会を設置します。

● 年次報告

本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、「精華町の環境」を公表すると共に、概要を広報誌「華創」で報告します。

4-2 推進体制

● パートナーシップ^{※3}の体制

広く、住民、事業者、住民団体等が本計画の施策の推進及び進捗状況などの点検に参加できる仕組みとして、「精華環境プラットホーム」での意見交換などを通じて、本計画に基づくリーディングプロジェクト^{※10}の推進や取り組み状況の確認などを行います。

● 行政内の推進体制

住民、事業者、住民団体等とのパートナーシップ^{※3}に基づき、行政が主体的に責任を持って本計画を推進していくために、庁内連携の推進体制について充実を図ります。